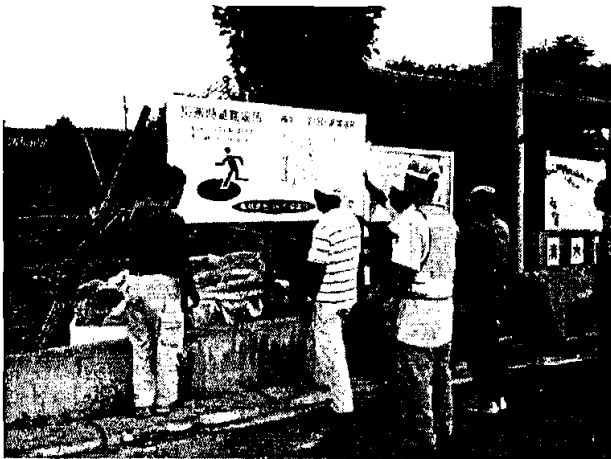


高取まちづくり協議会

第2回 通常総会



日 時 平成22年5月22日(土)
午後6時30分から
会 場 高取公民館 会議室(1階)

高 取 ま ち づ く り 協 議 会

第 2 回 通常総会 次第

1 開会のことば

2 会長あいさつ

3 議 事

第 1 号議案 平成 2 1 年度 事業報告の承認について P 1

第 2 号議案 平成 2 1 年度 収支決算の承認について P 4

第 3 号議案 平成 2 2 年度 事業計画(案)の承認について P 5

第 4 号議案 平成 2 2 年度 収支予算(案)の承認について P 8

第 5 号議案 役員(案)について P 9

4 来賓のあいさつ

5 閉会のことば

参考資料

・ 設立趣旨書と規約 P 12

・ 実施事業グループ編成名簿(案) P 16

・ 平成 2 2 年度 事業計画表(案) P 17

第1号議案

平成21年度 高取まちづくり協議会事業報告書

1 事業実施の概略

高取まちづくり協議会は、論地町、向山町、本郷町、清水町の高取小学校区内の住民が互いに協力し、地域共通の課題の解決に努めることにより、住民相互の連帯感と自治意識の向上を図るとともに、心ふれあう安全・安心なまちづくりを推進することを目的として、下記の事業を実施した。具体的には、防犯事業、防災事業、コミュニケーション事業、環境美化事業を実施した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 防犯事業

① 青色回転灯車両による防犯パトロール

〔内 容〕 青色回転灯車両により児童の下校時と夜間に防犯パトロールを実施した。

〔日 時〕 週6回（1回2時間程度）

〔場 所〕 高取小学区全域

〔実施者〕

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年末	1	2	3	合計
実施日数	13	10	13	20	19	22	25	22	20	2	23	23	21	233日
従事者延人数	35	26	36	72	60	58	62	61	57	12	61	65	47	652人

〔支出額〕 858,949円

② 徒歩パトロール

〔内 容〕 各町内を徒歩によりパトロールを実施した。

〔日時・場所〕 毎月15日の日（1回1時間程度）高取小学校区全域

〔支出額〕 5,544円

③ 青色防犯パトロール講習会の参加

〔内 容〕 青パト運転資格取得者増のために、市内の講習会に参加した。

〔日時・場所〕 5月22日（金）午後7時～ 中央公民館
10月22日（木）午後7時～ 高浜市役所

〔参加人数〕 23名

④ 散歩パトロール

〔内 容〕 日々の散歩時に実施して頂いたり、高浜市シルバー人材センターの方が徒歩によりパトロールを実施した。

〔日 時〕 随時、シルバー人材センターの方は年4回（1回1時間程度）

〔場 所〕 高取小学区全域

〔支出額〕 4,224円

(2) 防災事業

① 防災講演会の開催

〔内 容〕 大地震に備え、地域が担うべき役割、個人・地域・行政それぞれの立場で備えておく必要がある備蓄品等について、また、要援護者支援の重要性と具体的な取り組み方法について講演いただいた。

〔日 時〕 7月4日（土）午後1時30分～午後3時30分

〔場 所〕 高取公民館1階会議室

〔講師〕 特定非営利活動法人レスキューストックヤード 常任理事 浦野愛 氏

〔支出額〕 56,240円

② 防災マップ作成

〔内 容〕 各町内会にそれぞれ1カ所、災害時の避難場所であることの表示と高取小学校区における避難場所の分かるマップを入れた立て看板を設置した。

〔設置日時〕 8月22日（土）

〔設置場所〕 清水町町内会…清水町集会所、本郷町町内会…本郷町防災倉庫入口、
向山町町内会…高取公民館駐車場、論地町町内会…論地町集会所入口

〔支出額〕 202,756円

③ 災害時要援護者の把握

〔内 容〕 各町内会から災害時要援護者（独り暮らしの高齢者等）を1名ずつお願いし、防災訓練への参加をいただいた。サポーターゼッケンを要援護者に配布し、災害時において救助活動を迅速に行えるよう避難訓練を行った。

〔日 時〕 総合防災訓練日 9月13日(日)

〔支出額〕 105,895円

④ 防災訓練 (総合防災訓練・まち協防災訓練)

〔内 容〕 総合防災訓練として、駿河湾沖マグニチュード7.8、高浜市震度6弱、死傷者、家屋倒壊、火災発生 of 想定をし、発電機や投光機の取り扱い方法や、水槽、仮設トイレの組み立て方法、応急手当方法・天ぷら火災などの消火方法を町内会と合同で訓練した。また防災力向上のため、まち協防災訓練を農業まつりと同時開催し、起震車体験訓練、AED(自動体外式除細動器)訓練、非常食の試食、煙体験などを行った。

・総合防災訓練

〔日時・場所〕 9月13日(日) 午前7時30分～午前9時40分 高取小学校グラウンド

・まち協防災訓練

〔日時・場所〕 11月22日(日) 午前10時～午後3時 五反田グラウンド

〔支出額〕 619,461円

〔参加人数〕

	清水町	本郷町	向山町	論地町	市内他町	市外	合計(人)
起震車	3	21	55	41	186	12	318
AED	14	1	8	3	25	6	57
けむり	21	62	125	109	401	105	823
記念撮影	0	16	13	27	61	18	135
合計	38	100	201	180	673	141	1,333

※非常食試食等

・非常食 600食準備

・マスク 500枚

・保存水 600本準備

・クラッカー 200食準備

(3) あいさつ・声かけ事業

① あいさつ・声かけ実践

〔内 容〕 現在行われている高取小学校PTA・高取幼稚園PTA・高取保育園保護者の会のあいさつ運動日・交通安全の日、町内会の資源ごみステーションの立ち当番のときに、タスキをかけてあいさつ・声かけを実践した。また、高取保育園と高取幼稚園にあいさつワッペンを配布した。

〔日 時〕 ・高取小学校PTA、高取幼稚園PTA、高取保育園保護者の会
…あいさつ運動の日、交通安全運動の日(10日・20日・30日)
・町内会…資源ごみステーションの立ち当番の日

〔場 所〕 既定の場所

〔支出額〕 73,500円

② 「あいさつ道路」親子で考える標語募集

〔内 容〕 明るい挨拶で元気なまちづくりと犯罪抑止の効果を期待して、高取小学校・高取幼稚園・高取保育園に標語募集をかけ、入賞標語を横断幕に表示し、目につきやすい行き交う場所へ設置した。

〔日 時〕 標語募集期間9月、横断幕設置11月22日(日)

〔設置場所〕 法誓橋(横断幕2本)、高取公民館(横断幕1本)

〔支出額〕 200,415円

③ ふれあい交流事業

〔内 容〕 高取地区の子ども会が交流事業を行った。

〔団 体〕 向山町(ひまわり)、論地町(ろんち)
本郷町(なかよし)、清水町(かえるクラブ)

〔支出額〕 500,000円

(4) まちなか美化事業

① ごみ分別収集の指導とエコキャップ回収活動

〔内 容〕 ごみ分別収集場所の現時点での問題点の聞き取り調査を行った。
また、ペットボトルのキャップを分別回収し、再資源化を促進するとともに、CO2削減と発展途上国の子供達へのワクチン代となるように活動した。

・ごみ分別収集の指導

〔調査期間・場所〕 11月、ごみ分別収集各拠点

・エコキャップ回収活動

〔回収日時・場所〕 随時、高取公民館1階とまち協事務所内
〔回収個数〕 22年3月19日までの集計で約11,023個
〔支出額〕 630円

② 不法投棄等防止事業

〔内 容〕 ゴミの散乱を防止するように、カラス避けネットを各町内会へ配布した。
〔場 所〕 燃えるごみ収集各拠点
〔支出額〕 19,950円(5枚)

③ ガーデニング事業

〔内 容〕 花と緑にふれあう目的により、クリスマス用とお正月用の2種類の「コンテナガーデン講習会」を開催した。また、高取公民館の花壇周辺に、「まちを彩るガーデニング事業」としてひまわりを植えた。

・コンテナガーデン講習会

〔日 時〕 12月12日(土) 午前10時から午前11時まで
〔場所・講師〕 藤浦園芸株式会社 代表取締役 藤浦顕次 氏
〔参加人数〕 15名
〔収入額〕 15,000円
〔支出額〕 30,000円

・公民館周辺のガーデニング

〔日 時〕 6月6日(土)と8月7日(金)
〔内 容〕 ひまわり植え [参加人数] 約25名
〔場 所〕 高取公民館花壇周辺、青パト駐車場周り
〔支出額〕 8,280円

④ 稗田川美化事業

〔内 容〕 高取地区住民と子どもたちがふれ合える花と緑に囲まれたやさしいまちを狙いとし、高取小学校の児童(2年生・4年生)とかるがも会、みどり会とで稗田川に彼岸花や菜の花の種を植えるのに参加した。また、稗田川の川沿いの木が生い茂って暗いため、防犯上も危険であり、木の間引き選定を行った。
〔日 時〕 彼岸花の球根植え7月15日(土)、菜の花の種植え11月19日(木)
樹木伐採 平成21年12月1日~平成22年1月6日
〔場 所〕 伐採箇所 稗田川 法響橋~中学橋までの両岸
〔支出額〕 303,700円

(5) お知らせ事業

〔内 容〕 高取まちづくり協議会活動を広報するため、年3回「いなほ」を発行した。
〔発行時期〕 4号:平成21年7月、5号:平成21年12月発行、6号:平成22年3月発行
〔配布対象者〕 四町内会 約1,870世帯
〔支出額〕 12,600円

(6) 会議の開催に関する事項

①第1回理事会

〔開催日時・場所〕 平成21年5月14日(木) 午後7時~午後7時50分 高取公民館

②通常総会

〔開催日時・場所〕 平成21年5月23日(土) 午後7時~午後7時45分 高取公民館

③第2回理事会

〔開催日時・場所〕 平成21年7月9日(木) 午後7時~午後7時40分 高取公民館

④第3回理事会

〔開催日時・場所〕 平成21年9月10日(木) 午後7時~午後7時40分 高取公民館

⑤第4回理事会

〔開催日時・場所〕 平成21年11月12日(木) 午後7時~午後7時55分 高取公民館

⑥第5回理事会

〔開催日時・場所〕 平成22年1月14日(木) 午後7時~午後7時25分 高取公民館

⑦第6回理事会

〔開催日時・場所〕 平成22年3月11日(木) 午後7時~午後7時25分 高取公民館

⑧第7回理事会

〔開催日時・場所〕 平成22年5月13日(木) 午後7時~午後7時45分 高取公民館

第2号議案

平成21年度 高取まちづくり協議会収支決算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(単位:円)

I 収入の部		科目	予算額	決算額		対予算差額	備考
1	補助金等収入		4,353,000	4,353,000		0	地域内分権推進事業交付金
2	参加費収入		30,000	40,000		10,000	交流会・ガーデン講習会
3	雑収入		1,000	49,006		48,006	預金利息・コピー代金
4	前年度繰越金		1,692,984	1,692,984		0	
収入合計			6,076,984	6,134,990		58,006	
II 支出の部		科目	予算額	決算額	流用額	残額	備考
1	事業費						
1)	防犯パトロール事業		1,187,000	868,717		318,283	
	青パト事業		886,000	858,949		27,051	
	徒歩パト事業		12,000	5,544		6,456	
	緊急パト事業		4,000	0		4,000	
	散歩パト事業		285,000	4,224	△ 247,000	33,776	180,000防災訓練へ 67,000稗田川美化へ
2)	防災事業		796,000	984,352		△ 188,352	
	防災講演会の開催		78,000	56,240		21,760	
	防災マップ作成		270,000	202,756	△ 62,000	5,244	要援護者へ
	災害時要援護者の把握		44,000	105,895	62,000	105	防災マップより
	まち協防災訓練		161,000	619,461	459,000	539	180,000散歩パトより 279,000予備費より
	先進地視察		243,000	0		243,000	
3)	あいさつ・声かけ事業		1,049,000	773,915		275,085	
	あいさつ・声かけ活動事業		549,000	273,915	△ 200,000	75,085	稗田川美化へ
	ふれあい交流事業		500,000	500,000		0	
4)	まちなか美化事業		462,000	362,560		99,440	
	ごみ分別収集の指導		20,000	630		19,370	
	不法投棄等防止事業		143,000	19,950		123,050	
	まち発見ウォーキング事業		85,000	0		85,000	
	ガーデニング事業		105,000	38,280		66,720	
	稗田川美化事業		109,000	303,700	267,000	72,300	200,000あいさつより 67,000散歩パトより
5)	お知らせ事業		100,000	12,600		87,400	
	広報紙「いなほ」発行事業		100,000	12,600		87,400	
事業費計			3,594,000	3,002,144		591,856	
2	管理費						
1)	謝礼		1,470,000	1,125,700		344,300	
2)	会議費		151,000	128,981		22,019	
3)	旅費交通費		8,000	1,080		6,920	
4)	消耗品費		113,000	144,902	50,000	18,098	保険料より
5)	通信運搬費		44,000	25,698		18,302	
6)	手数料		114,000	261,063	150,000	2,937	保険料より
7)	保険料		300,000	87,514	△ 200,000	12,486	消耗品・手数料へ
管理費計			2,200,000	1,774,938		425,062	
3	予備費		282,984	0	△ 279,000	3,984	
支出合計			6,076,984	4,777,082		1,299,902	
繰越金計算			収入	支出		残額	
			6,134,990	4,777,082		1,357,908	次年度へ繰越

監査報告

上記の収支決算報告について詳細に監査の結果、適正であることを認めます。

平成22年4月28日

監事

浅野 勝次

第3号議案

平成22年度 高取まちづくり協議会事業計画書（案）

1 事業実施の方針

高取まちづくり協議会は、論地町、向山町、本郷町、清水町の高取小学校区内の住民が互いに協力し、地域共通の課題の解決に努めることにより、住民相互の連帯感と自治意識の向上を図るとともに、「心ふれあう安全・安心なまちづくり」を推進することを目的として、下記の事業を計画実施する。

具体的には、防犯に関する事業、防災に関する事業、あいさつ・声かけに関する事業、まちなか美化に関する事業などの継続、また、新たに稗田川美化事業を最重点事業とし地域での活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 防犯に関する事業

① 青色回転灯車両（青パト）による防犯パトロール

〔内 容〕 犯罪に対する抑止力として、青色回転灯車両により児童の下校時と夜間に防犯パトロールを実施する。

〔日 時〕 下校時は毎週水曜日、夜間は毎週月・火・木・金・土の週6回の稼働を目標とする。（1回2時間程度）

〔場 所〕 高取小学校区全域

〔実 施 者〕 1回3人1組で実施する。（延べ600名程度）

② 徒歩パトロール

〔内 容〕 各町内を徒歩により、パトロールを実施する。

〔日 時〕 毎月1日と15日（1回1時間程度）
（1日・15日が土・日曜日の場合は、各町内会で実施日を決定する。）

〔場 所〕 高取小学校区全域

〔実 施 者〕 1町内会につき1回5名程度で実施する。

③ 緊急パトロール

〔内 容〕 市内や高取小学校区で事件等が発生した際に、必要に応じて防犯パトロールを実施する。

〔日 時〕 必要の都度

〔場 所〕 高取小学校区全域

〔実 施 者〕 各町内会から10名程度で実施する。

④ 散歩パトロール

〔内 容〕 日々の散歩、犬の散歩の際に防犯ベスト等を着用し、パトロールを実施する。
昨年に続き、シルバー人材センターの方にもご協力いただく。

〔日 時〕 随時、シルバー人材センターの方は、6月6日（日）・7月4日（日）
・9月5日（日）・10月3日（日）を予定とした。

〔場 所〕 高取小学校区全域

〔実 施 者〕 町内会の回覧などにより協力者を募集する。
シルバー人材センターの方は1回20人程度

⑤ 青パト講習会

〔内 容〕 青パト運転資格取得者増をねらい、市内の講習会に参加する。

〔日 時〕 5月12日（水）・10月の予定

〔講習会場所〕 中央公民館等

(2) 防災に関する事業

① 防災講演会の開催

〔内 容〕 講師を招き、防災に関しての意識向上を図るための講演会を開催する。

〔日 時〕 7月未定(土)
〔場 所〕 高取公民館1階会議室
〔参加人数〕 100名程度

② 災害時要援護者の把握・支援

〔内 容〕 災害時の救助活動を迅速に行うために、民生委員と町内会で、各町内会毎に単身高齢者に対する支援モデルを構築し、市総合防災訓練に参加する。

〔会議日時〕 未定
〔活動日時〕 市総合防災訓練日 8月29日(日)

③ 防災訓練

〔内 容〕 災害時に対応できるように総合防災訓練において避難訓練、まち協防災訓練としてAED訓練、起震車体験、煙中訓練などを実施する。また、各町内会に消化器と消化器ケースを設置する。

〔日 時〕 市総合防災訓練 8月29日(日)、まち協防災訓練 11月28日(日)
〔場 所〕 高取小学校グラウンド、五反田グラウンド
〔参加人数〕 市総合防災訓練 高取地区の方々 1,000名程度
まち協防災訓練 その他地区込 1,300名程度

(3) あいさつ・声かけに関する事業

① あいさつ・声かけの実践

〔内 容〕 高取小学校PTAや高取幼稚園PTA・高取保育園保護者の会の交通安全指導、あいさつ運動実施日、町内会のごみ分別収集時にタスキを着用してあいさつ・声かけを実践する。また、高取幼稚園・保育園の新入園児にあいさつワッペンを配布し、あいさつの奨励とあいさつ道路の横断幕の維持管理をする。

〔ワッペン配布〕 7月頃
〔あいさつ道路〕 あいさつ道路の横断幕の維持管理
〔あいさつ実施場所〕 分別収集拠点、交通安全指導日(10日・20日・30日)・あいさつ運動の日の既定の場所

② ふれあい交流事業

〔内 容〕 高取地区子ども会が中心となり、子どもの世代間交流を行う。
〔活動団体〕 向山町(ひまわり)、論地町(ろんち)
本郷町(なかよし)、清水町(かえるクラブ)

(4) まちなか美化に関する事業

① ごみ分別収集の指導

〔内 容〕 指導マニュアルを作成し、ごみ分別拠点を指導できるようにする。また、ペットボトルのキャップを回収することにより、CO₂の削減と開発途上国の子どもへのワクチンの購入代金とする。

〔日 時〕 随時
〔キャップ回収場所〕 高取公民館1階とまち協事務所内

② 不法投棄等防止事業

〔内 容〕 高取地区のまちなかがきれいになるように立て看板を立てたりし、不法投棄やごみの散乱の防止をする。

〔日 時〕 随時
〔場 所〕 不法投棄、ポイ捨ての多い場所

③ まち発見ウォーキング事業

〔内 容〕 ささまざまな世代が交流しながらまち歩きを行い、高取小学校区のまちの魅力や改善点をマップ等にまとめ、名所を募集しパネルを作成する。

〔日 時〕 5月から10月頃
〔場 所〕 高取小学校区全域

④ ガーデニング事業

〔内 容〕 花や緑でまちを彩るために地域や公民館（拠点）周辺を花で彩ったり、季節に合った「ガーデニング講習会」を地域の方にも呼び掛けて行う。

・公民館周辺のガーデニング

〔日 時〕 5月、8月頃

〔参加人数〕 各10名程度

・ガーデニング講習会

〔日 時〕 5月8日（土）・12月頃

〔参加人数〕 各15名程度

〔場 所〕 藤浦園芸株式会社

(5) 稗田川「花と緑ふれあい公園」事業

稗田川周辺「花と緑ふれあい公園」づくり事業

〔内 容〕 稗田川周辺の木を間引いて、彼岸花や花木を植え、草刈りやゴミ拾いを行い、高取小学校区の名所となるよう美化を進め、地域のふれあいの場となるようにする。

〔日 時〕 彼岸花植栽 7月4日（日）、ライラック花木植え10月10日（日）

〔場 所〕 高取地区稗田川周辺

〔参加人数〕 各200名程度

(6) お知らせ事業

広報紙「いなほ」の発行事業

〔内 容〕 高取まちづくり協議会活動の広報と、地域の話題など広報紙「いなほ」を年3回程度発行する。

〔発行日時〕 必要に応じて4ヶ月に1回程度

〔配布対象者〕 四町内会約1,870世帯

第4号議案

平成22年度 高取まちづくり協議会収支予算書(案)

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

I 収入の部	科目	22年度予算額	21年度予算額	増減額	備考
1	補助金等収入	8,384,955	4,353,000	4,031,955	・市からの交付金 ・宝くじ基金(今年度限り1,655,955)
2	参加費収入	50,000	30,000	20,000	交流会・講座等参加費
3	雑収入	30,000	1,000	29,000	預金利息・コピー代金
4	セブンスマイルみどりの基金助成金	1,860,600	0	1,860,600	(今年度限り)
5	前年度繰越金	1,357,908	1,692,984	△ 335,076	
	収入合計	11,683,463	6,076,984	5,606,479	
II 支出の部	科目	22年度予算額	21年度予算額	増減額	備考
1	事業費				
1)	防犯パトロール事業	1,208,000	1,187,000	21,000	
	青パト事業	1,182,000	886,000	296,000	保険、燃料、修繕料、謝礼、食糧費、ベストなど
	徒歩パト事業	12,000	12,000	0	従事者飲料代
	緊急パト事業	2,000	4,000	△ 2,000	従事者飲料代
	散歩パト事業	12,000	285,000	△ 273,000	従事者飲料代
2)	防災事業	956,000	796,000	160,000	
	防災講演会の開催	60,000	78,000	△ 18,000	講師料、会場費など
	※防災マップ作成	0	270,000	△ 270,000	
	災害時要援護者の把握	205,000	44,000	161,000	サポーターセッション
	まち協防災訓練	691,000	161,000	530,000	総合防災訓練費、医薬品、消化器ケア、食糧費、訓練用品、消耗品など
	※先進地視察	0	243,000	△ 243,000	
3)	あいさつ・声かけ事業	746,000	1,049,000	△ 303,000	
	あいさつ・声かけ活動事業	246,000	549,000	△ 303,000	ワッパン、横断幕、あいさつイベントなど
	ふれあい交流事業	500,000	500,000	0	交流事業費
4)	まちなか美化事業	195,000	353,000	△ 158,000	
	ごみ分別収集の指導	7,000	20,000	△ 13,000	消耗品費
	不法投棄等防止事業	68,000	143,000	△ 75,000	カスネット、看板支柱、食糧費など
	まち発見ウォーキング事業	85,000	85,000	0	講師料、会場費、食糧費など
	ガーデニング事業	35,000	105,000	△ 70,000	花の苗、軍手、参加費負担など
5)	稗田川「花と緑」事業	4,408,600	109,000	4,299,600	球根花木、肥料、メッシュ、イベント代、PRチラシ印刷代、消耗品、食糧費など
6)	広報紙「いなほ」発行事業	100,000	100,000	0	上質紙、インク代
	事業費計	7,613,600	3,594,000	4,019,600	
2	管理費				
1)	謝礼	1,354,000	1,470,000	△ 116,000	事務局長・局員、団体、役員従事
2)	会議費	151,000	151,000	0	会場使用料、飲料代
3)	旅費交通費	8,000	8,000	0	交通費
4)	消耗品費	289,680	113,000	176,680	コピー用紙、事務用品、事務所お茶など
5)	通信運搬費	35,000	44,000	△ 9,000	電話・ファキ代
6)	手数料	311,000	114,000	197,000	コピー機リース料、コピー料
7)	保険料	200,000	300,000	△ 100,000	活動保険料
8)	備品購入費	1,507,275	0	1,507,275	ワイヤレスAP、ネットなど
	管理費計	3,855,955	2,200,000	1,655,955	
3	予備費	213,908	282,984	△ 69,076	
	支出合計	11,683,463	6,076,984	5,606,479	

科目間の流用は認める。

第5号議案

平成22年度 高取まちづくり協議会 役員（案）について

網かけは新規の方（敬称略）

役職名	氏名	所属団体等
会長	平山 裕稔	
副会長	神谷 強	防犯L
副会長	酒井 康満	
①代表理事	竹内 亨弘	高取公民館 館長
②代表理事	杉浦 邦彦	防災L
③代表理事	神谷 勇二	高取小学校 校長
④代表理事	川角 京子	高取地区子ども会 22年度副会長
⑤代表理事	野々山 千葉子	高取婦人会 22年度会長
⑥代表理事	福井 信幸	高取会会長（論地町町内会22年度会長）
⑦代表理事	松野 盛高	あいさつ・声かけGL
⑧代表理事	荒川 昭治	まちなか美化GL
⑨代表理事	神谷 俊夫	稗田川「花と緑ふれあい公園」PL

監事	見澤 正弘	
監事	杉浦 正博	

事務局長	神谷 文夫	
会計	深谷 洋定	

事業グループ	グループリーダー氏名
防犯・防災グループ	防犯担当：神谷 強 防災担当：杉浦 邦彦
あいさつ・声かけグループ	松野 盛高
まちなか美化グループ	荒川 昭治
稗田川「花と緑ふれあい公園」プロジェクトチーム	神谷 俊夫

顧問	高浜市議会議員	小野田 由紀子
	高浜市議会議員	杉浦 敏和
	高浜市議会議員	神谷 ルミ

網かけは新規の方（敬称略）

役職	氏名	所属団体等
理事	平山 裕稔	会長
理事	神谷 強	副会長
理事	酒井 康満	副会長
理事	神谷 文夫	事務局長
理事	深谷 洋定	会計兼いきいきクラブ（清水会）22年度会長
理事	服部 允彦	清水町町内会 22年度会長
理事	加藤 正義	清水町町内会 22年度副会長
理事	磯野 保夫	町内会 OB
理事	生田 泰清	本郷町町内会 22年度会長
理事	佐野 松男	本郷町町内会 22年度副会長
理事	神谷 俊夫	町内会 OB
理事	荒川 明人	町内会 OB
理事	太田 邦弘	向山町町内会 22年度会長
理事	杉浦 秀敏	向山町町内会 22年度副会長
理事	杉浦 邦彦	町内会 OB
理事	福井 信幸	論地町町内会 22年度会長
理事	深谷 幸則	論地町町内会 22年度副会長
理事	竹内 亨弘	高取公民館 館長
理事	神谷 勇二	高取小学校 校長
理事	野々山 知久	高取小学校 教頭
理事	星野 芳徳	高浜中学校 校長
理事	高橋 正	南中学校 校長
理事	荒川 義孝	高取小学校PTA 22年度会長
理事	鶴添 健一	高取小学校PTA 22年度副会長
理事	松野 盛高	高取小学校PTA 21年度会長
理事	黒野 夕香里	高取幼稚園PTA 22年度会長
理事	小林 智恵子	高取幼稚園PTA 22年度副会長
理事	白川 真由美	高取保育園保護者の会 22年度会長
理事	神谷 綾子	高取保育園保護者の会 22年度副会長
理事	川角 京子	高取地区子ども会 22年度副会長
理事	兵藤 奈美子	高取地区子ども会 21年度会長
理事	神谷 真樹子	子ども会（ひまわり）22年度会長
理事	黒柳 鐘子	子ども会（ろんち）22年度会長
理事	成田 早苗	子ども会（なかよし）22年度会長
理事	菅原 清美	子ども会（かえるクラブ）22年度会長
理事	野々山 千葉子	高取婦人会 22年度会長
理事	川角 てる子	高取婦人会 22年度副会長
理事	酒井 節子	高取婦人会 21年度会長
理事	杉浦 京子	高取婦人会 21年度副会長
理事	杉浦 道雄	いきいきクラブ（向山親友会）22年度会長
理事	酒井 修	いきいきクラブ（新和会）22年度会長
理事	深谷 重男	いきいきクラブ（本郷白秋会）22年度会長
理事	浅野 勝次	いきいきクラブ（清水会）21年度会長
理事	荒川 昭治	かるがも会 代表
理事	深谷 清数	かるがも会 副代表
理事	三浦 弘晃	消防第4分団 22年度分団長
理事	野々山 啓	消防第4分団 22年度副分団長

正会員	木本 丈彦	町内会 OB
	小高 国博	高取小学校PTA OB
	鈴木 英男	清水町町内会 21年度会長
	大岡 和弘	本郷町町内会 21年度会長
	神谷 修	向山町町内会 21年度会長
	平山 誠輝	論地町町内会 21年度会長
	長田 正雄	高取小学校PTA OB
	杉浦 万亀子	高取婦人会 OB
	兵藤 碧	高取婦人会 OB
	兵藤 勲	いきいきクラブ 新和会 OB
	丹羽 保則	いきいきクラブ 向山親友会 OB

協力会員	兵藤 達彦	高取公民館 20年度 館長
	角谷 とみ子	高取婦人会 19年度会長
	井尾 詩絵	高取婦人会 19年度副会長
	石川 あい子	健康づくり推進委員 20年度委員
	兵藤 範幸	いきいきクラブ(本郷白秋会) 20年度会長
	安井 康二	論地町
	川角 悦夫	向山町

協力団体	(社) 高浜市シルバー人材センター	代表 多田 満夫
------	-------------------	----------

高取まちづくり協議会設立趣旨書

今日、日本社会は大きな転換期を迎えています。地方分権の進展や少子高齢社会の到来に加え、国・地方においても厳しい財政状況が続くことが予測されます。これからは、何より「地域でできることは、地域で行う」、「地域だけでできないことは、行政と協働して行う」といった考えのもと、地域の自主的・主体的な取組みが重要になってきます。

そのためには、「物の豊かさ」によって忘れかけた「人と人のつながり」、「助け合い」といった「心の豊かさ」を再生させる「新しい社会」を私たちの手で創り上げていかなければなりません。

ここ高取地区は、緑豊かな自然とコミュニティのつながりによって、住民の温かい心を育んできました。しかし、近年、少子高齢化の進展や、戸建て住宅の大規模な建設により新しい住民が急増したことで、地縁関係の希薄化が懸念されるなど地域を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中で、増加する街頭犯罪の抑止や、将来、発生が予測される東海地震・東南海地震などからの被害を最小限に食い止めるためには、地域の住民が一致団結してこれらの対策に取り組む必要があります。

そこで、論地町、向山町、本郷町、清水町の高取地区の人たちが互いに協力し、地域共通の課題の解決に努めることにより、心ふれあう安全・安心なまちづくりを目指し、ここに「高取まちづくり協議会」を設立します。

平成20年8月30日

高取まちづくり協議会設立準備委員会

会長 平山裕稔

高取まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、高取まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、高浜市向山町一丁目214番地4に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協議会は、高取小学校区内の住民が互いに協力し、地域共通の課題の解決に努めることにより、住民相互の連帯感と自治意識の向上を図るとともに、心ふれあう安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯事業
- (2) 防災事業
- (3) コミュニケーション事業
- (4) 環境美化事業
- (5) その他協議会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 協議会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 協議会の運営に参画する個人
 - (2) 協力会員 協議会の趣旨に賛同して、協議会の活動に参加し、又は支援する個人又は団体
- (入会)

第6条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 高取小学校区内に在住し、若しくは在勤する者又は協議会が実施する事業に関係する者であること。
- (2) 宗教活動に利用する者でないこと。
- (3) 暴力団員又はその関係者でないこと。

2 正会員又は協力会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書（以下「申込書」という。）を会長に提出しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 別に定める退会届（以下「退会届」という。）を提出したとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は協力会員である団体が解散したとき。
- （退会）

第8条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第4章 役員等

（役員の種類及び定数）

第9条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 理事 40人以上60人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事に次の役職を設ける。
- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人以上3人以内
 - (3) 代表理事 10人以内
- （選任等）

第10条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長及び代表理事は、理事の互選とする。
 - 3 監事は、理事又は協議会の事務局職員を兼ねることができない。
- （職務）

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 代表理事は、会長及び副会長を補佐し、この規約の定め並びに総会、代表者会及び理事会の議決に基づき、協議会の業務を執行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この規約の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、協議会の業務を執行する。
 - 5 監事は、協議会の会務の執行及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- （任期等）

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- （報酬等）

第13条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- （顧問）

第14条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、若干名とし、有識者のうちから、理事会の推薦を経て会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、必要に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。
- （事業グループ）

第15条 協議会に、第4条各号に掲げる事業を遂行するために事業グループを設けることができる。

- 2 正会員は、いずれかの事業グループに所属するものとする。この場合において、事業遂行上必要があると認めるとき、又は本人が希望するときは、複数の事業グループに所属することができる。
 - 3 事業グループにグループリーダーを置き、理事であるグループ員の中からグループ員の互選によって定める。
 - 4 事業グループは、所掌する事業の企画運営を行う。
- （事務局及び職員）

第16条 協議会に、事務を処理するための事務局を設け、事務局長、会計及びその他の職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 総会

（総会の種類）

第17条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第19条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第21条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項各号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第23条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第25条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した正会員は、第23条、前条第2項、次条第1項第2号及び第44条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及其の会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第28条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第29条 理事会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第32条 理事会における議決事項は、第30条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第33条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及其の会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 代表者会

(構成等)

第35条 代表者会は、会長、副会長、代表理事、事業グループリーダー、事務局長、会計及び事務局職員をもって構成する。

(権能)

第36条 代表者会は、次の事項について議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) その他事業グループ間の調整を要する事項

(会議)

第37条 代表者会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

- 2 代表者会は、会長が招集する。
- 3 代表者会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 代表者会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金品
- (2) 財産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(事業計画及び予算)

第39条 協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第40条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、代表者会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第41条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第42条 協議会の事業報告及び収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第43条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第44条 この規約は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければ変更できない。

(解散)

第45条 協議会は、総会の議決に基づいて解散する。

- 2 前項の規定により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第46条 協議会が解散したときに残存する財産は、高浜市に譲渡するものとする。

第10章 雑則

(雑則)

第47条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、協議会の成立の日から施行する。
(経過措置)
- 2 協議会の設立当初の役員は、第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 協議会の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

平成22年度 実施事業グループ編成名簿 (案)

防犯・防災グループ

(敬称略)

	氏名	所属団体等
防犯リーダー	神谷 強	副会長
防災リーダー	杉浦 邦彦	町内会 OB
1	加藤 正義	清水町町内会 22年度副会長
2	佐野 松男	本郷町町内会 22年度副会長
3	杉浦 秀敏	向山町町内会 22年度副会長
4	深谷 幸則	論地町町内会 22年度副会長
5	竹内 亨弘	高取公民館 館長
6	神谷 勇二	高取小学校 校長
7	野々山 千葉子	高取婦人会 22年度会長
8	酒井 節子	高取婦人会 21年度会長
9	深谷 清数	かるがも会 副代表
10	三浦 弘晃	消防第4分団 22年度分団長
11	野々山 啓	消防第4分団 22年度副分団長

あいさつ・声かけグループ

(敬称略)

	氏名	所属団体等
リーダー	松野 盛高	高取小学校PTA 21年度会長
1	野々山 知久	高取小学校 教頭
2	荒川 義孝	高取小学校PTA 22年度会長
3	鶴添 健一	高取小学校PTA 22年度副会長
4	黒野 夕香里	高取幼稚園PTA 22年度会長
5	小林 智恵子	高取幼稚園PTA 22年度副会長
6	白川 真由美	高取保育園保護者の会 22年度会長
7	神谷 綾子	高取保育園保護者の会 22年度副会長
8	川角 京子	高取地区子ども会 22年度副会長
9	兵藤 奈美子	高取地区子ども会 21年度会長
10	神谷 真樹子	子ども会(ひまわり) 22年度会長
11	黒柳 鐘子	子ども会(ろんち) 22年度会長
12	深谷 洋定	会計兼いきいきクラブ(清水会) 22年度会長
13	浅野 勝次	いきいきクラブ(清水会) 21年度会長

まちなか美化グループ

(敬称略)

	氏名	所属団体等
リーダー	荒川 昭治	かるがも会 代表
1	磯野 保夫	町内会 OB
2	成田 早苗	子ども会(なかよし) 22年度会長
3	菅原 清美	子ども会(かえるクラブ) 22年度会長
4	川角 てる子	高取婦人会 22年度副会長
5	杉浦 京子	高取婦人会 21年度副会長
6	杉浦 道雄	いきいきクラブ(向山親友会) 22年度会長
7	酒井 修	いきいきクラブ(新和会) 22年度会長
8	深谷 重男	いきいきクラブ(本郷白秋会) 22年度会長

稗田川「花と緑ふれあい公園」プロジェクトチーム

(敬称略)

	氏名	所属団体等
リーダー	神谷 俊夫	町内会 OB
1	荒川 明人	町内会 OB
2	荒川 昭治	かるがも会 代表
3	神谷 強	防犯リーダー
4	杉浦 邦彦	防災リーダー
5	神谷 勇二	高取小学校 校長
6	服部 允彦	清水町町内会 22年度会長
7	生田 泰清	本郷町町内会 22年度会長
8	太田 邦弘	向山町町内会 22年度会長
9	福井 信幸	論地町町内会 22年度会長

※協力団体

10	杉浦 好	水明会 代表
11	杉浦 勝利	清流会 代表

平成22年度 高取まちづくり協議会 事業計画 (案)

区分	事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	予算(円)
1) 防犯事業	・ブルバト車巡回 ・通常巡回 (○) 月火水木金土 夜 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 昼 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	1,182,000
	・徒歩バトロール 毎月15日・各町内会から参加	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	12,000
	・青バト運転資格者増(講習会に参加 取得後2年経過された方更新・新規)	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	—
	・散歩バトロール(随時実施)	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	12,000
2) 防災事業	・緊急バトロール(必要時)	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	2,000
	・防災講演会の開催 「私たちのまちは、私たちが守ろう!」災害に強い、支え合うまちをつくらう」を活動目標とし、活動目標に向けた講演会を行う。(日程未定)	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	60,000
	・災害時要援護者の把握 要援護者の把握と支援システムの構築(総合防災訓練参加)	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	205,000
	・総合防災訓練 ・まち協防災訓練 災害時に対応できるよう総合防災訓練、まち協防災訓練を行う。	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	691,000
防犯・防災G	・防犯・防災グループ全議 あいさつ・声かけグループ全議	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	246,000
	・あいさつ・声かけの実践 個別収集(拠点17箇所)、交通安全指導時(11箇所)と幼稚園・保育園(付近)、高取小学校あいさつ運動時に各従事者によって行う。	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	500,000
	・ふれあい交流事業 子どもを中心とした世代間交流を行う。(子ども会を中心として行う)	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	500,000
	・あいさつ・声かけグループ全議	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	7,000
4) まちなか美化事業	・ごみ分別収集の指導 ごみ分別収集の指導とエコキヤップ回収を行う。	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	68,000
	・不法投棄等防止事業 まちなかがきれいになるように不法投棄や、ごみの散乱を防止していく。	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	85,000
	・まち発見ウォークキング事業 さまざまな世代が交流しながらまち歩きを行い、まちの魅力や改善点をマップ等にまとめる。	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	35,000
	・ガーニング事業 地域や公民館(拠点)周辺を花で彩る。	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	4,408,600
5) 神田川「花と緑ふれあい公園」事業	・まちなか美化グループ全議 準備・球短発表 神田川周辺木の間引きや草刈りなどを行い、また、彼岸花・花木を植え、地球の大地がふれあえる、憩える場所にしていく。	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	—
	・準備・球短発表 神田川「花と緑ふれあい公園」プロジェクトチーム会議	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	—
	・準備・球短発表 神田川「花と緑ふれあい公園」プロジェクトチーム会議	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	—
	・準備・球短発表 神田川「花と緑ふれあい公園」プロジェクトチーム会議	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	—
役員会	毎月第3火曜日 午後1時30分から開催	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	まち協事務局
代表者会	毎月第4火曜日 午後7時から開催	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	まち協事務局
理事会	隔月第2木曜日(5月・7月・9月・11月・1月・3月) 午後7時から開催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	会議室2階
事務局	広報紙「いなほ」発行 年4回発行 会議会場予約・会議資料作成・飲み物手配/バトロール従事者への謝礼・飲み物手配 会計処理/事業活動による物品手配・購入・運搬など	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	100,000

高取まちづくり協議会

連絡先

住 所	〒444-1313 高浜市向山町一丁目214番地4 (高取公民館 2階)
TEL/FAX	55-3894
Eメールアドレス	tori-machikyo@katch.ne.jp

事務員の勤務時間

月曜日から金曜日（祝日以外）の午後1時30分から午後4時30分

まち協事務室の利用について

- ・『まち協の各団体』がまち協の事業等の打合せを行う際に利用できます。（無料）
- ・利用に際しては、「事務室利用簿」にご記入の上、まち協事務員に申し出てください。

まち協のコピー機の利用について

- ・各団体が利用する場合は、1枚5円とします。（まち協の資料コピーは、無料）
- ・「コピー使用簿」に記入してください。
- ・利用できる時間は、事務員の勤務時間（13：30～16：30）です。

高浜市民憲章

わたくしたち高浜市民は、力を合わせ、英知と勇気をもって実践します。

1. スポーツに親しみ、健康な体をつくります。
1. 教養をたかめ、心のかよう家庭をつくります。
1. 仕事に誇りをもち、豊かなまちをつくります。
1. きまりを守り、住みよい社会をつくります。
1. きれいな水と青い空の、美しい郷土をつくります。